

厚岸霧多布昆布森国定公園ロゴマーク使用基準

北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課

令和3年(2021年)9月17日制定

北海道(以下「道」という。)が作成した「厚岸霧多布昆布森国定公園シンボルマーク・ロゴタイプ」(以下「ロゴマーク」という。)の使用及び管理に関し、次のとおり使用基準を定める。

(目的)

第1条 ロゴマークは、厚岸霧多布昆布森国定公園(以下「国定公園」という。)のシンボルとして、制作物、媒体等に広く使用することで認知度を高めるとともに、国定公園の適正な利用に向けた理解を促進する取組を推進することを目的とする。

(デザインの基準)

第2条 ロゴマークのデザインは、別添「厚岸霧多布昆布森国定公園シンボルマーク・ロゴタイプ使用ガイドライン」(以下「使用ガイドライン」という。)に基づくものとする。

(申請の事務)

第3条 ロゴマークの使用に関する事務は、北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課(以下「事務局」という。)が行う。

(使用の届出)

第4条 ロゴマークの使用を希望する者は、「厚岸霧多布昆布森国定公園ロゴマーク使用届出書」(別添様式)を、事前に事務局に提出しなければならない。ただし、北海道釧路総合振興局、北海道環境生活部環境局、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、釧路町観光協会、厚岸観光協会、浜中町観光協会、標茶町観光協会、厚岸霧多布昆布森国定公園連絡協議会については、事務局への提出を省略できるものとする。

なお、受理通知の発行はしないこととする。届け出次第、使用ガイドラインを遵守して使用すること。

(使用基準)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用してはならない。

- (1) 国定公園のイメージを損ない、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動の目的に使用されるおそれがある場合
- (3) 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- (4) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (5) 第2条に規定する、「使用ガイドライン」に反する使用のおそれがある場合
- (6) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (7) 道が実施する事業の妨げになるおそれがある場合
- (8) 前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定する目的に反するおそれがある場合

(使用の範囲)

第6条 ロゴマークの使用は、次の範囲とし、国定公園の普及啓発に寄与するものとする。

- (1) 標識、看板、横断幕、のぼり旗、パネル、ポスター、パンフレット、チラシ、ホームページ、ポストカード、カレンダー、ステッカー、広報誌、封筒、名刺等の媒体。

(2) その他、普及啓発が期待できる媒体。

(使用の期間)

第7条 使用の期間は、届出日から3年以内とし、期間満了後に引き続き使用する場合は、再度届出しなければならない。

また、使用を中止する場合は、使用者は速やかにその旨を届け出るものとする。

(遵守事項)

第8条 使用者は、届け出た使用内容で使用するものとし、その使用内容に変更がある場合は、第4条の規定により届出を行うものとする。

(使用料及び手数料)

第9条 ロゴマークの使用料及び手数料は、無償とする。

(商標登録等)

第10条 使用者は、ロゴマーク並びにロゴマークを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

(改善の指示)

第11条 事務局は、使用者が承認された使用内容を逸脱して使用していると認めた場合は、使用者に改善を指示することができる。

(使用の差し止め)

第12条 事務局は、使用者が速やかに前条の改善に係る措置を講じない場合、使用を差し止めることができる。

(使用者の責務)

第13条 使用者は、信義に従い、誠実にこの使用基準を履行しなければならない。

2 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、事務局は一切の責任を負わない。

また、問題が発生した際は、使用者は速やかに事務局に報告するとともに、対策を講じなければならない。

(疑義等)

第14条 この使用基準に定めのない事項及びこの使用基準に関して生じた疑義については、事務局と使用者が協議して定めるものとする。